

令和2年10月30日
大阪府環境農林水産部

測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格等算定
における合算方式の取扱いについて（留意）

大阪府環境農林水産部では、最低制限価格等算定について下記のとおり取り扱うこととしますので、ご留意ください。

1. 合算方式の取扱い

○測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントなどの複数業務について、それぞれの基準により積算している業務を合算する場合の最低制限価格算出基礎額は、測量又は地質調査 又は建設コンサルタント 又は補償コンサルタント業務部分で「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に基づきそれぞれ算定し、それらを合算した金額としますのでご留意ください。

○測量・建設コンサルタント等業務と建設工事を合算している業務の最低制限価格算出基礎額は、業務（測量 又は地質調査 又は建設コンサルタント 又は補償コンサルタント）部分と建設工事部分で「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に基づきそれぞれ算定し、それらを合算した金額としますのでご留意ください。

2. 適用時期

令和2年11月1日以降に公告する案件から適用

問い合わせ先

大阪府環境農林水産部検査指導課
契約検査グループ

代表 06-6941-0351（内線 2727）